

第 10 回 定 例 会 議 録

日 時 令和3年10月22日（金）午後3時57分

場 所 柳津町役場 2階 第2会議室

出席委員 2番委員 鈴木 東逸 3番委員 小島 利則

4番委員 戸倉 幹雄 5番委員 横田 勝則

6番委員 齋藤 寛 7番委員 猪俣 圭子

9番委員 齋藤 健

欠席委員 1番委員 芳賀 敏光 8番委員 井関 健一郎

事務局 主 査 山内 健児

事務局 町農業委員会規則第6条「委員の過半数以上が出席」を満たしているため、本日の会議の開会を宣する。

事務局 会長より挨拶を求める。

会長 挨拶を行う。

事務局 これより、会長を議長として会議を進める旨宣する。

議長 今回の定例会については本日限りとしたい旨諮る。

議長 異議無しのため、会期を本日限りに決する。

議長 会議録署名人に5番委員、6番委員を指名する。

議長 会務の報告を事務局に求める。

事務局 令和3年9月21日～令和3年10月21日までの会務報告を行う。
(事務局にて報告。詳細は会長より説明。)

議 長 議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明を求める。

事務局 番号13・14について説明を行う。

議 長 番号13について調査報告を求める。

4番委員 10月17日 午後5時頃ですが譲渡人の連絡先が分からなかったため譲受人から連絡して頂いて申請内容に間違いがないことを確認しました。
また、譲受人も申請内容に間違いがないことを確認し、現地も調査していることから場所も間違いがないことを確認しました。

議 長 番号14について調査報告を求める。

6番委員 10月14日 午後『譲渡人』ご本人に直接面会し、申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

6番委員 10月17日 『譲渡人』ご本人と電話で会談し、申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

議 長 番号13・14について意見を求める。

議 長 異議無しのため、許可相当とする旨を決した。

議 長 議案第24号「農用地利用集積計画(利用権設定)」について、事務局より説明を求める。

事務局 番号43・44について説明を行う。

議 長 番号43について調査報告を求める。

5番委員 10月19日 夕方『貸し手』ご本人と電話で会談し、筆数・面積・賃料など申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。

9番委員 10月16日『借り手』ご本人と直接面会し、只今事務局からの説明があったとおり面積に誤りがあり再設定での申請許可をお願いしたいとの旨を報告。

議 長 番号44について調査報告を求める。

10月17日『貸し手』ご本人の自宅へ直接訪問したが、ご本人は既にお休みになっており直接面会は出来なかった。そこで、娘さんに内容を確認したところ契約内容がわからないとの結果でありました。
4 番 委 員 そのため、午後5時20分頃『借り手』の自宅に訪問したが、本人とは直接面会できず『借り手』の母親へ内容を確認したところ、その場で『貸し手』と近い関係であることから内容に相違ないとのことを確認した旨を報告。

議 長 番号43・44について意見を求める。

議 長 異議無しのため、許可相当とする旨を決した。

議 長 議案第25号「現況確認証明申請」について、事務局より説明を求める。

事 務 局 番号6・7について説明を行う。

議 長 番号6について調査報告を求める。

8 番 委 員 9月24日 申請者と代理人及び8番委員と事務局 同席の上で再度内容を
(事務局:山内) 確認した。また、ご本人からの直筆の署名も頂き今回の申請内容に対し間違いなことを8番委員から報告を受けた旨を説明。

議 長 番号7について意見を求める。

10月17日 午後5時過ぎ『申請人』ご本人と電話で会談し、私も農地調査などで現地確認していることからこの農地は既に荒廃しております。周囲は住宅地が密集し、また、町道も通っていることから申請内容に相違ないことを確認した旨を報告。
4 番 委 員

議 長 番号6・7について意見を求める。

議 長 異議無しのため、許可相当とする旨を決した。

議 長 報告第12号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局より説明を求める。

事 務 局 番号12について説明を行う。

議 長 番号12について意見を求める。

議 長 意見なしのため説明のとおり決する。

議 長 報告第13号「合意解約」について、事務局より説明を求める。

事務局 番号7・8・9・10について説明を行う。

議 長 番号7・8・9・10について意見を求める。

議 長 意見なしのため説明のとおり決する。

議 長 報告第14号「農地の形状変更届出」について、事務局より説明を求

事務局 農地の形状変更届出の内容について説明を行う。

議 長 各委員に意見を求める。

4 番 委 員 仕上りの確認は？（事務局にて対応し後日報告する。）

5 番 委 員 素掘りがあると思うがもっと農地の面積は減るのではないのか？また、盛土を1割2分であげた場合、天端幅が20cm程度で大丈夫か？中山間地域等直接支払事業の対象農用地と思うが畦畔の面積は増えると考えます。

その旨地区関係者へお伝え願います。なお、段切りしないと盛土部は崩落してしまうと考えますが十分に注意して行ってほしい。

6 番 委 員 施行終了後に畦畔が崩れた場合の責任は？

事務局 責任は地区が持つものと考えます。
また、農業委員会では許可行為ではなく報告を受けたものとして事務処理をさせて頂くためもし崩壊しても地区での対応となる。

議 長 そのほか意見がないため説明のとおり決する。

議 長 報告第15号「農地賃借料の変更届出」について、事務局より説明を求める。

事務局 農地賃借料の変更届出の内容について説明を行う。

議 長 各委員に意見を求める。

6 番 委 員 農地の賃借料の変更届出は必要ですか？

事務局 甲乙協議での料金の設定は可能だが、事務局では毎年発行する農地賃借料情報のデータとしたいため、変更届出は必ずお願いしたい。

議	長	意見なしのため説明のとおり決する。	
議	長	その他『(1)令和3年 第11回定例会について』事務局より意見を求める。	
事	務	局長	日程は11月22日(月)午後4時 場所は役場 3階 大会議室を提案。
議	長	事務局案について意見を求める。	
議	長	意見なしのため事務局案に決する。	
議	長	その他『(2)仲介委員の選出について』事務局より意見を求める。	
議	長	各委員に意見を求める。	
事	務	局長	7番委員、8番委員、9番委員を指名することを提案。
議	長	事務局案について意見を求める。	
議	長	意見なしのため事務局案に決する。	
議	長	各委員・事務局よりその他意見なしのため、午後5時16分閉会を宣する。	

この会議録は、真正であることを
を証するためここに署名する。

会 長

宇倉 幹雄

5 番 委 員

横田 勝則

6 番 委 員

齊藤 寛